

平成31年2月26日

会 員 各 位

(一社)鳥取県自動車整備振興会
専務理事 田 中 龍 夫

古物商許可証の再申請の件について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、鳥取県中古自動車販売商工組合より、標記について別紙の通り、周知依頼がありました。

つきましては、内容をご確認頂き、再申請が未だの事業場がありましたら、早急に申請頂きますようお願い致します。

敬 具



平成31年2月22日

会員各位

鳥取県中古自動車販売商工組合
会 長 富山 孝司
流通委員長 林 博行
小売振興委員長 松田 英樹
各商組理事

古物商許可証の再申請の件

首記の件、古物管理者講習会に於いて法改正について県警本部生活安全部担当警察官よりお話がありましたとおり、平成30年4月17日に法改正、4月25日に公布されました。改訂点は4点ですが、それに伴って最寄りの警察署へ古物許可再申請しなければ、2020年の施行後営業が無許可となりますので下記のとおり申請を必ずされますようお願いいたします。

記

1 改正点

- ① 複数都道府県出店の場合1箇所許可申請で他は届出のみ可
- ② 予めの届出で仮設店舗で古物受け取り可能
- ③ 古物商、営業所の確知無し 公告+30日経過で許可取り消し
- ④ 許可の欠格事由追加(暴力団員や窃盗罪罰金刑以上5年以内)

2 手続き

- ① 最寄りの警察署で午前中に生活安全課へ行く
午後に行く場合は予め電話予約が必要です
- ② 古物許可証と印鑑を持参する
- ③ 用紙1枚に記載し押印する

※訪問申請した証拠が残らないので一度記載用紙を受け取り作成押印後コピーをしておく必要があります。訪問日時とご担当者名を記載。
何故なら、訪問受理の場合は警察に届け出用紙が残るため照合できる

3 大切なこと

この申請を怠ると「古物許可が無効」となります。

以上